

令和 8 年 6 月 1 8 日
観 光 庁

旅行業者に対する聴聞を行います

旅行業者に対し行政処分を科すに当たって、旅行業法第 65 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり聴聞を行います。

1. 対象となる旅行業者と予定される不利益処分内容及び原因となる事実

別紙の一覧表を参照

※なお、別紙につきましては、行政処分を実施した 5 年後に、観光庁のウェブサイト上から削除します。

2. 聴聞の期日及び場所

(1) 日時

令和 8 年 6 月 25 日（木） 10 : 00～

(2) 場所

東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2 中央合同庁舎 2 号館 15 階 観光庁 B 会議室

<注意事項>

- ※ 聴聞は公開いたしますので、傍聴を希望される場合は、下記【問合せ先】メールアドレスに必要事項（氏名、所属、連絡先）をご記入のうえ、6 月 24 日（水）17 : 00 までに、お申し込み下さい。（取得した個人情報適切に管理し、必要な用途以外に利用しません）
- ※ 会議室の収容人員を超える場合は、申込み先着順とさせていただきます。
- ※ 聴聞の撮影は、冒頭のみ（聴聞開始前まで）とさせていただきますので、聴聞時の撮影及び録音はご遠慮願います。
- ※ 撮影を希望される方は、聴聞の開始 10 分前までに会議室前にお集まり下さい。

【問合せ先】

観光庁参事官（旅行振興）付 辺見、山川

代表 : 03-5253-8111（内線 27322、27328）

直通 : 03-5253-8329

メールアドレス : hqt-ryokogyo-chomon★gxb.mlit.go.jp

注 : メール送信の際は「★」記号を「@」記号に置き換えてください。

旅行業者に対する処分の一覧表

別紙

No	旅行業者の概要				不利益処分の 内容	根拠となる 法令	不利益処分の原因となる事実
	登録番号	旅行業者名	代表者	本社住所			
①	観光庁 長官登録 第64号	(株)JTB	山北 栄二郎	東京都港区東新 橋一丁目5番2号 汐留シティセン ター	9日間の業務停 止(三重支店)	旅行業法第 19条第1項	令和7年9月2日から同年9月4日に実施した貸切バスを利用した旅行にお いて、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金の下限を下回る運賃でバ スを手配し、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を受 けることをあっせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。